

業務改善助成金（通常コース）のご案内

令和4年度の申請を受付中！【広島局版】

制度の概要

- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。
 ②設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。 **②の費用の一部助成**



対象事業場

※事業場単位です

- 中小企業であること
 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
 事業場規模100人以下

【広島県】
 事業場内最低賃金
 929円
 以下

↑最低賃金の改正に注意

支給要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
 引き上げ後の賃金額を支払うこと
 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

対象となるか、チェック！
 全て☑になれば、助成金の対象の可能性が有ります！！



手続きの概略(例)

申請期限（必着）
 令和5年1月31日

※早期締切の場合あり

事業主

①申請書・事業実施計画書等

提出

審査

交付決定

②事業実施
 (設備投資・賃金引き上げ)

③事業実績報告書

提出

審査

交付額
 確定※

「交付額確定※」→「請求書の提出」→「支給」→「状況報告の提出」と続きます

※支給確定ではありません

広島労働局

助成限度額

	1人	2~3人	4~6人	7~9人	※10人以上
30円	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

【助成率】

- a 900円未満
 4/5 (80%)
 b 900円以上
 3/4 (75%)

※生産性要件を満たした場合

- a 900円未満
 9/10 (90%)
 b 900円以上
 4/5 (80%)

※生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

※10人以上は、イ 900円未満 □ 生産量要件 のいずれかを満たすもの

厚生労働省

広島労働局

このリーフレットに関するお問い合わせは ☎

労働基準部 賃金室 TEL 082-221-9244

R4.7

賃金UP 設備投資・生産性向上 業務改善助成金 活用

昨年度の

【製造業(縫製)】

- ◇新型ミシン
- ◇コンベア検針機

【製造業(食品)】

- ◇冷凍冷蔵設備
- ◇作業所内レイアウト変更

【製造業(プラスチック)】¹

- ◇工程管理ソフト
- ◇金型交換用リフター

【クリーニング業】

- ◇POSレジシステム
- ◇高速立体包装機

【理・美容業】

- ◇理・美容椅子
- ◇エステ用機器

【介護事業】

- ◇介護ベッド・リフト
- ◇福祉車両

【農業】

- ◇農業用管理機
- ◇保冷車

【小売業】

- ◇POSレジシステム
- ◇受注・販促システム

【飲食業】

- ◇POSレジシステム
- ◇冷蔵設備・調理機器

支給額の計算例 (1)

$$\textcircled{1} \text{ POSレジ新規導入 } 100\text{万円 (税抜)} \times \begin{matrix} 900\text{円以上} \\ 3/4(75\%) \\ \text{※生産性要件を満} \\ \text{たさない場合} \end{matrix} = 75\text{万円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 賃上げ労働者 } 45\text{円} \times 2\text{名} \quad \text{限度額 } 70\text{万円}$$

よって、助成額70万円

支給額の計算例 (2)

$$\textcircled{1} \text{ 新型ミシン購入 } 50\text{万円 (税抜)} \times \begin{matrix} 900\text{円以上} \\ 3/4(75\%) \\ \text{※生産性要件を満} \\ \text{たさない場合} \end{matrix} = 37.5\text{万円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 賃上げ労働者 } 30\text{円} \times 3\text{名} \quad \text{限度額 } 50\text{万円}$$

よって、助成額37.5万円

厚生労働省

広島労働局

業務改善助成金

検索



【お問い合わせ先】

業務改善助成金
コールセンター
Tel 0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】

広島働き方改革
推進支援センター
Tel 0120-610-494

【申請先】

広島労働局
雇用環境・均等室
Tel 082-221-9247